

令和 8 年
3 月高浜市議会定例会
新旧対照表
(議員提案分)

議員提出議案第1号関係

高浜市議会委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務建設委員会 7人</p> <p>ア <u>行財政改革グループの所管に属すること。</u></p> <p>イ 総務部の所管に属すること。</p> <p>ウ 市民部の所管に属すること。</p> <p>エ 都市政策部の所管に属すること。</p> <p>オ 会計管理者の所管に属すること。</p> <p>カ 水道事業の所管に属すること。</p> <p>キ 選挙管理委員会の所管に属すること。</p> <p>ク 公平委員会の所管に属すること。</p> <p>ケ 監査委員の所管に属すること。</p> <p>コ 農業委員会の所管に属すること。</p> <p>サ 固定資産評価審査委員会の所管に属すること。</p> <p>シ 他の常任委員会の所管に属しないこと。</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))と当該申出を行う者の使</u></p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務建設委員会 7人</p> <p>ア 総務部の所管に属すること。</p> <p>イ 市民部の所管に属すること。</p> <p>ウ 都市政策部の所管に属すること。</p> <p>エ 会計管理者の所管に属すること。</p> <p>オ 水道事業の所管に属すること。</p> <p>カ 選挙管理委員会の所管に属すること。</p> <p>キ 公平委員会の所管に属すること。</p> <p>ク 監査委員の所管に属すること。</p> <p>ケ 農業委員会の所管に属すること。</p> <p>コ 固定資産評価審査委員会の所管に属すること。</p> <p>サ 他の常任委員会の所管に属しないこと。</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第24条 略</p> <p>(新設)</p>

用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

削る

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定は、オンラインによる方法により意見を述べる公述人には適用しない。

議員提出議案第2号関係

高浜市議会会議規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第8章 略</p> <p>第9章 補則（<u>第158条の2－第159条</u>）</p> <p>附則</p> <p><u>（電子情報処理組織による通知等）</u></p> <p><u>第158条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p><u>2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができ</u></p>	<p>目次</p> <p>第3章～第8章 略</p> <p>第9章 補則（_____第159条）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

る。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条、第77条、第131条第1項及び第132条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうち第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第158条の3 この規則の規定（第27条第1項（第72条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわら

（新設）

ず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。